

文教厚生常任委員会報告



また、第3条の中に保護者というのを入れたほうがよいのでは。

答 子ども子育て支援法の子どもの定義は18歳に到達する年度の3月31日までですが、今回策定する計画につきましても、就学前の子どもを対象としております。委員については、当然保育園・小学校の保護者について委員として選出する予定でございます。

問 第2条での任務、今一つはつきりしないのだが、その内容は。

答 条例の場合、すべてを謳いこむと長つたらしい文章になるため、条例中にあるように『子ども子育て支援法の第77条第1項各号に掲げる事務』というように、引用すべき例規を謳いこむことになります。

意見 今後、参考資料として、そういった例規についても出してはどうか。

答 今後こういう条例改正の場合、参考資料として添付いたします。

問 条例の中に年齢の範囲化といった定義を入れないでよいのか。

問 子ども子育て会という事で福祉課の方で案を作っているところであり、規則等を制定する場合に反映させたいと思っております。

議案第61号 阿蘇市子ども・子育て会議条例の制定について

いうふうにも受け取れるが。

答 許認可につきましては、これまで同様都道府県知事の許認可となります。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号 平成25年度阿蘇市一般会計補正予算について

教育課所管分

問 一の宮中学校区小学校統合事業設計等業務委託料だが、どういう予算の使い道になるのか。また、学校規模

適正化審議会の中では、小中一貫教育を目指すというような話ではなかったかと思うが。

答 今年度内で実施設計を終わり、来年度から工事に掛かる予定

です。基本構想、基本設計、実施設計、地質調査業務、環境に配慮した調整池、事業

着手の許認可等に必要資料等を作成する委託費になっております。

また、一の宮中学校区統合小学校につきましては、審議会の中で小中一貫教育を目指してはというご意見があり、そういう事も鑑み用地

選定委員会を設置し、進めていく事にしております。農振法等も考慮したうえで、総合的に用地選定委員会を検討して行きたいと考えております。

問 山田小・阿蘇西小・一の宮中の耐震及び大規模改修について、着工時期、進捗状況はどうなっているのか。

答 業者選定は終わっており、7月には入札、その後議会の議決承認を頂き、着工という運びになりますので、また臨時議会をお願いすることになります。

すのでよろしく願います。

問 一の宮中学校旧体育館解体工事後の跡地利用はどのように考えているのか。

答 新体育館建設時に自転車置き場が減っておりますので、その分を含めて駐車場等を想定しておりますが、最終的には、学校側の意見、保護者の意見も聞いたうえで、使い勝手も考慮して進めたいと思っております。

要望 アピカの外周コースの改修、各体育施設のトイレの改修等、考慮していただけないか。

答 補修という形で、補正予算を要求・確保しながら進めていきたいと思っております。

市民課所管分

問 PCB機器廃棄物処理委託料だが、山頂のロープウェイのところに変圧器があったが、

それも当然入っているのか。

答 今回の廃棄分には入っておりません。また改めて予算を計上するという事でした。

問 戸籍住民基本台帳費の戸籍副本データ管理システムだが、札幌で管理するというわけなのか。

答 国内に2つの管理センターが設けられ、出来るだけ離れた場所での管理という事で、西日本一帯は札幌の第一管理センターでの管理ということになっております

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号 平成25年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計補正予算について

問 入院収益を減額

している理由は、整形外科の先生が突然退職されたことに起因するのか。また整形外科医師不在という事は、交通事故とか救急的な対応は、どうするのか。また、t-PA治療、脳出血の場合、どこでどのような判断をするのか。

答 常勤医師がいなくなつたという事で、入院収益が下がる事が予想されるので減額補正しております。また、非常勤で熊大の方から2名の整形外科の先生方に来ていただいており、それ以外の日は常勤医師によりカバーしていただいております。

また、t-PA治療については、現時点では日中の通常勤務時間帯の範囲で行っておりますが、将来的には24時間体制で対応できるようにしたいと思っております。

問 脳梗塞か脳出血

かの判断、中央病院へ搬送するか、熊本市内の病院への搬送にするのかの判断は、どうしているのか。

答 救急隊とも調整をしまして、当院のドクターで対応可能であるかの判断は、電話による照会により判断してもらっております。

来年、新病院においては、脳外科の常勤医師、整形外科の常勤医師も確保する予定ですので、対応できるようになると思っております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第1号 『生活保護基準の引き下げはしないこと』を国に求める意見書の提出を要請する請願書について

紹介議員より、「こ

の請願書を作った段階では、まだ国会は通っていないかったので、衆議院参議院宛てということで見直しを要請して作成しておりますが、衆議院はもう通過しているという事で、提出先の変更、『引き下げの見直し』といった文言の変更を行った意見書案を再度提出するものがあります。」という補足説明がありました。

また、福祉課長より「衆議院本会議で成立した改正法につきましては、1つ目に扶助費の抑制、医療費の適正化、2つ目に悪質な不正受給者への厳罰化、3つ目に就労による自立を促すために給付金を創設するといった3つを柱としたもので、保護基準の見直しについては、1つは、物価スライドと言われる部分、地域加算、扶養加算等、実情にそぐわない加算を見直すものであり、5月中旬には告

示行為を終え8月から運用を待つばかりとなっておりまして。」という補足説明がありました。

意見 マスコミから不正受給者が多いと言われていますが、全体から見れば0・4%弱であり、そんなに多いわけではありません。

問 この請願の内容で審議し採択した場合に、意見書はこの再提出されたものでいいのか。

答 審査においては提出された原本を基にしなければなりません。趣旨採択とし、修正した意見書を採用することは可能であります。

意見 すでに国会を通過していることを踏まえてこの請願を審議しているのだから、一度不採択として、9月に再度『引き下げの見直しを行うこと』についての請願書を提出していただくのがベストではないかと思う。

意見 最初に出された請願と今回出された意見書、趣旨に若干違いがあることから、一度不採択として、再提出を願うべきではないかと思う。

以上のような審議を経た結果、挙手による採決の結果、不採択にすべきものと決定しました。

意見 生活保護の受給金額が高いこと、不正受給者が多いことなどを考えると、今回の引き下げは妥当ではないかと思う。

以上が、文教厚生常任委員会に付託された案件についての報告です。

経済建設常任委員会報告



今期6月定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は5件であります。その主な審議の経過と結果については以下のとおり。

議案第62号 平成25年度阿蘇市一般会計補正予算について

住環境課所管分

問 住宅建設費・工事請負費の1440万円は老朽化した住宅の解体工事ということだが、施設解体後の土地利用はどうするのか。

答 住宅建て替え事業マスタープランを作っており、適時、取り壊しすることを決めています。一部その場で建設する場合もありますが、基本的にはなるべく集約して、最終的には売り払いも含めて検討することになります。

問 環境政策費に環境審議会委員と地下水保全条例審議会委員報酬が49万4千円組まれているが、それぞれの委員には誰がなるのか。

答 環境審議会委員については、環境基本計画作成のための委員

ということですが、現在、大学の先生2名と区長さん、各種団体の方々の13名で構成しています。また、地下水保全条例審議会委員については今後委嘱を行ないますが、環境審議会委員における先生2名と、その他13名ないし14名程度で構成したいと考えています。

建設課所管分

問 道路新設改良費の工事請負費に池田・赤溝線の予算が組まれており、ありがたく思う。以前から、車の離合が困難であった。いつごろまでに工事が完了するのか。それと道幅は5・5mと聞いているが、それでは少し狭いのではないかと思う。

答 池田・赤溝線の幅員は5・5mということですが、これ以上幅員を広くしますと中央線を入れることになり、農作業時に車を停めたときに違反車両となる可能性ががありますので、幅員を5・5mにしています。完成時期は平成28年度の予定です。

問 5・5mメートル幅では少し狭いと思うので、出来るならば離合箇所を設けてもらいたい。それと、28年度に出来る予定とのことだが、2300万円

の予算で本年度はどれくらい出来るのか。また、全長は何メートルになるのか。

答 1m当たり20万円から25万円を掛けて

予算を組みますので、100m程度という予算になります。24年度に実施設計が終わっていますので、これから事業説明と地権者交渉辺りを進めていく計画です。なお、道路は全

意見

道幅が狭いので離合箇所を造ってもらいたい。

答 5・5mは有効

幅員であって、全体では6mという形で舗装が出来上がります。地権者には交通規制がないギリギリの線という事で説明していきたいと思っています。

問 道路新設改良費の測量設計業務委託料は、どこを何年ぐらいかけて行うのか。また、西浜橋は従来よりも拡張するとの話を聞いているが、歩道はできるのか。

答 測量設計は『両山橋から塩井まで』と『内牧宮原から幹線道路までの南に伸びる路線』を整備したいと思っています。今、宮原の前がT字路になっていますので、それを十字路の交差点にして、まっすぐ幹線道路へ抜ける道を作る計画です。工期については、26年

度から工事に着手したいと思っています。また、西浜橋は歩道を付ける計画をしています。幅員も4・5mのままという事で復旧します。

問 道路新設改良費に地積測量図作成業務委託料が組まれており、これは新中央病院の取り付け道路分という事であるが、この辺りはどうするのか。

答 一応、予定地の地権者の方に了解をいただいております。今回の予算が付きましたら測量に入り、用地費や補償費の鑑定をしていきたいと思っています。場所的には登山道路から中央病院に向かう最適なルートを通りたいと思います。

問 橋梁費の工事請負費1500万円は古神橋の歩道を付けた補修工事のことだが、今年度で全部終わるのか。

答 今年度で終わります。

観光まちづくり課

所管分

問 地域振興対策費

にあるエコツーリズムセンターとは、どういう内容のものか。

答 はな阿蘇美前に

環境省が草原学習センターを造られますが、その横に補完施設として草原関係の施設を建設するものです。

問 商工振興費に地

域づくり夢チャレンジ推進補助金が組まれているが、この説明を求める。また、阿蘇中央公園の街灯新設工事は5mおきに40本建てるとのことだが、どこに建てるのか。

答 地域づくり夢

チャレンジ補助金については、『阿蘇の野菜と物産を活かす会』という団体が出来ており、構成人員は6名程です。活動内容は阿蘇の規格外野菜や販売先が確立していない野菜を使って、飲み物と

スープを開発していただくために補助するものです。また、中央公園の街灯については、公園内の遊歩道に沿って街灯を設置するものです。

問 観光振興費の予

算に『阿蘇 草・観・然 活性化事業補助金』4194万1千円という多額の予算が組まれているが、この事業内容を説明していただきたい。また、この財源は入湯税と思われるが、市の入湯税はどういうふうにして徴収されているのか。

答 入湯税分として

鉱泉源施設管理運営補助金を温泉旅館組合等の方に出していましたが、今回、『草・観・然』活性化事業に一本化して、入湯税の調定額と同額を補助するものです。その理由は、入湯税の本来の目的、入湯税がこれらの事業活動に使われているという事を明確にするた

めであり、地域づくり事業や鉱泉源の補助を実施するものです。また、入湯税の徴収については、鉱泉を利用するホテル・旅館が特別徴収義務者となり入湯税を徴収し、市に申告納付します。

意見 『阿蘇 草・観・

然 活性化事業補助金』の事業内容が漠然としている。詳細な説明を求める。

答 入湯税を本来の

目的である地域活性化、観光振興等に使えるような形にしたいので、これについては委員会等を組織し、その中で補助していく形になるかと思えます。実際のところ、来年に向けて国立公園80周年記念、それとジオパークの総会等も予定されており、その活動にも利用していきたいと思っています。

問 農業振興費に阿

蘇地域世界農業遺産推進協議会負担金44万4千円が組まれているが、これは何か。メリット・デメリットは。

答 世界農業遺産は

シェフの宮本さんが県に発案され、県知事が熊本県を農業遺産で売り出していこう、そして食の安全を基に熊本

の農業を守っていこうという事で、登録に向けて協議会が立ち上げられました。これから

は、世界農業遺産をどういうふうに活かして付加価値を付けていくかについて議論されると思います。この予算はその運営費に充てられるものです。

意見 大分県の宇佐市

は1ヶ月前から立ち上げて認定されたと聞いており、これからの取組になると思う。これをどう利用するか、国からの資金援助をどのようにして引き出していくか創造していか

ければいけない。

答 世界農業遺産は

2002年に出来たばかりで、伝統農業を後

世に残していくために創られたものです。しかし、先進国は日本だけであり、後進国は農

業支援という捉え方があります。日本はこの世界農業遺産という冠

を使って、どういうふうに地域活性化に活かしていくかということ

で根底が違っていま

す。それからメリット

という部分ですが、世

界という冠をいただく

事で新規就農者や農産

物のブランド化、観光

面の効果が期待されま

すが、地元がこの冠を

使って行動を起こして

いくことが大事である

と思います。

問 農地費にふるさ

と農道整備工事200

0万円が組まれている

が、この説明を求め

る。また、阿蘇市幹線

道路広域農道分整備負

担金700万円は事業

費の10分の1負担金と

思うが、広域農道の未

整備地をこの予算でやるのか。

答 まず、ふるさと

農道については全体枠

が2000万円という

事で、区長要望等に対

して継続的にやってお

り、今回のものは工事

が3ヶ所、設計が2ヶ

所分です。次に、幹線

道路については当初3

億3000万円の予算

を組んで、内牧停車場

線から国道212号線

と河陰阿蘇線の交差点

部分をやっていきます

が、今回、更に700

万円の予算枠が取れま

したので、予算の範囲

内で2期工事区間の整

備を行ないます。ご質

問の第1期工事・未整

備地区のものではあり

ません。

問 草千里ヶ浜の水

調査1000万円は、

どのように報告された

のか。

答 調査費委託料とし

組みましたが、実績は798万円でした。1年を通しての気象データ調査や、ボーリングによる地質調査を行ないました。また、地元と意見交換会をして情報収集しました。調査の結果、池の水は地下水によるものではなく、雨の降水のみで自然に溜まるということでした。また、水が集まる烏帽子岳等が灌木化しており、その影響で水が溜まらない可能性があるという結果が出ています。それから、水が減る原因は、地盤への浸透ということ、西側よりも東側の方で浸透率が大きいという事です。このため、対策について案として出したのが、池への流入量を増やすため北側駐車場エリアの水を取り込んではどうかとの事です。また、烏帽子岳が灌木化になっていることから、烏帽子岳の野焼き再開も考える必要があるという結果が出ています。それから、溜まった水の地下浸透を抑えるには、代掻きをしてはどうかということ、今回、これが一番自然に優しく有効性があるという事で補正予算を上げたところです。これから代掻き工事に向けて環境省等の事前協議が必要です。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号 平成25年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

問 今回の補正予算で一般会計からの繰入金総額5355万9千円となるが、この繰入金は下水道事業として国から交付税等で措置される分を繰り入れるものか。それとも

財源不足を補うために一般会計から繰り入れるものか。

答 下水道事業については、汚水は個人負担、雨水は公費負担という考えに立ち、阿蘇市が行う下水道は分流式下水道であることから、特別会計に対する繰入金認められています。

意見 何故、私がこのような質問をするかと言くと、下水道事業は市の一部の人達が利用し恩恵を受けているが、

下水道を利用できない所は合併浄化槽等の経費負担が生じている。

問 下水道事業費の工事請負費4億1200万円は坊中・南黒川・内牧地区の管渠工事とのことだが、これは新規工事分なのか、また今後の延長計画はあるのか。

答 坊中・南黒川地域ということで認可を受けており、今回予算を計上して平成28年度

まで事業を行う予定ですが、それ以降については今のところ未定です。今後、審議会等にご相談していきたいと思っています。

意見 下水道事業は今後、老朽管の敷設替え等に多くの経費が必要となる。このため、新たな認可区域の設定については市民の考えを把握した上で進めていただきたい。

問 下水道事業費の測量設計業務委託料はペンション村のものか。

答 ペンション村を含むコスグリゾートの方から申請があつていますので、今年度『どこまで』こういった形で出来るかを調査するため予算計上しています。工事については、この測量設計業務の調査結果によって決まります。

問 コスギ側から下水道につなげてくださいます。いと要望があつたから調査することになったのか。

答 コスギさんについては以前から、施設の全部を市の方で取っていたいただき下水道に接続させていただけないかとご相談を受けており、今住んでおられる方々も含めて同意が取れば下水道に繋いでもという事になっていました。認可変更もしておりますので、今回、測量設計をするものですが、具体的にどのような形にするかなどは決めておりません。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 平成25年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

問 県道阿蘇吉田線配水管布設替工事と中央監視盤整備工事の水源地、また、小野田地区配水管布設替工事の

水源地はどこなのか。

答 県道阿蘇吉田線配水管と中央監視盤整備の水源地は殿塚水源になります。小野田地区配水管の方は、道目木水源と一の宮にある第5水源が水源になります。

本案については、他に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された主な案件についての報告です。